

発議案第 2 1 号

消費税率 5 % への引下げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 1 7 日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	堀 口 明 子

## 提案理由

国に対し、消費税率5%への引下げを求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 消費税率5%への引下げを求める意見書

安倍政権下で2度にわたる消費税増税が強行され、暮らしと営業に深刻な打撃を与えている。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、未曾有の経済危機が国民の暮らしと日本経済に暗い影を落としている。

コロナ禍の下、暮らしや営業の支援策として消費税（付加価値税）減税に踏み切った国・地域が50にも上っている。多くの国が観光や宿泊、飲食業を対象に減税しており、イギリスでは飲食や観光業に対して20%から5%に、マレーシアでは観光やホテルサービスについて6%から0%に減税している。オーストラリアでは10%から5%に引き下げている。

各国で減税の内容は様々だが、目的は共通している。第1は、国民の生活支援である。特に所得の低い人ほど恩恵を受けられ、直接給付と同じ役割を果たしている。第2に、中小企業・事業者支援である。特に苦境に追い込まれている飲食・サービス業への支援で効果を上げている。

消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、極めて不公平な税である。政府は、「全世代型」の名の下に社会保障制度を切り崩し、コロナ禍においても、公立・公的医療機関の病床を削減しようとしている。消費税が社会保障の財源であるという大義名分は、もはや通用しない。

消費税減税の財源は、巨額の内部留保を蓄え、ばく大な利益を上げる巨大企業や株で大もうけをしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せると考える。また、米国製の兵器の「爆買い」や不要不急の大型公共事業に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながるのである。

よって、本市議会は国に対し、消費税率5%への引下げを求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様